

# 町民課だより

## お知らせ ひとり親家庭医療費 助成制度について

10月1日から、母子、父子家庭を対象とする、ひとり親家庭医療助成制度が実施されています。これは、ひとり親家庭の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図るものです。  
**助成対象者**

- ① 町の町に住所を有し次のいずれかに該当する者
- ② 児童を監護し、その者と生計を維持する配偶者のない女子又は男子
- ③ 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童
- ④ 祖母又は祖父と孫又は、姉又は兄と弟妹からなる世帯であつて、母子又は父子家庭に準ずると認められる世帯
- ⑤ 母子及び寡婦福祉法に規定する父母のない児童

**制限事項**  
世帯に属する者に所得税法に規定する所得税納税者がいないこと。

児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者  
受給者証は申請をした月の翌月から有効となります。ただし、月の初日(1日)の場合はその月から有効となります。

母子家庭医療費受給者証をお持ちの方は、手続きの必要はありません。  
申請に必要なもの

**印鑑**  
健康保険証(該当者全員)を、持参のうえ役場窓口で申請をしてください。  
窓口・問い合わせ

町民課  
☎ 893-1117  
吾北総合支所住民課  
☎ 867-2300  
本川総合支所住民課  
☎ 869-2112

## お知らせ 国民年金保険料は 納期限内に納めましょう

年末となりました。国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

お手持ちの納付案内書や口座振替の通帳を今一度ご確認ください。

老齢基礎年金を受けるため

には、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて原則25年以上必要です(第3号被保険者期間、厚生年金共済組合などの加入期間も含みます)。あなたの大切な年金です。受給権を得るためにも納め忘れにご注意ください。

国民年金保険料は、後でまとめて納めたいと思っても、2年を超すとそれ以前の保険料は納めることができなくなってしまう。

納め忘れを防ぐためにもお得で便利、確実な「口座振替」のご利用をお勧めします。

※納めた国民年金の保険料は、全額社会保険料控除の対象になります。

控除の対象となるのは、平成19年1月から12月までに納めた保険料の全額です。年末調整又は確定申告の手

◎国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。

◎国民年金への加入と保険料の納付は法律で義務付けられています。

国民年金保険料の納付負担能力があるにもかかわらず納付しない人に対しては、財産の差し押さえを行うこともあります。

続きの際には、控除証明書や領収書を申告書に添えて提出してください。家族の分の保険料を納めた場合も控除の対象となります。

## お知らせ 老齢福祉年金は 口座振込になります

昭和34年から制度が始まった老齢福祉年金ですが、当初から郵便局の窓口において年金証書で年金の受け取りをしていたのですが、今年19年10月以降の年金の受け取りが次のように変わりました。

① 銀行等の金融機関の預金口座、ゆうちょ銀行(郵便局)の貯金口座への振込

② 郵便窓口における国庫送金通知書での受け取りのいずれかとなり、年金証書での受け取りができなくなりました。

老齢福祉年金の受け取りは、4月、8月及び12月の年3回となっています。本年12月受け取り分(8月～11月分)からは、お届けいただいた金融機関の口座への振込および国庫送金通知書での受け取りになります。

事前に「老齢福祉年金受給

月確認書」を提出された方につきましては11月に振込になります。提出のない方につきましては12月の振込となります。

また今後、受給月を変更される場合は、改めて「老齢福祉年金受給月確認書」を提出いただく必要があります。詳しくは、高知社会保険事務局年金課までお問い合わせください。

## お知らせ 第2土曜日・時間外の 年金相談のお知らせ (12月)

◎毎週月曜日は19時まで  
毎週月曜日は県内4つの社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

12月の延長日は、12月3日(月)・10日(月)・17日(月)・25日(火)となっています。

◎第2土曜日は年金相談日  
12月8日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

問い合わせ  
高知社会保険事務所  
☎ 822-0201